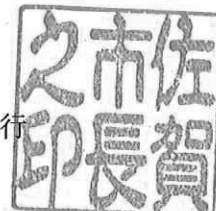


諮 問 書

佐市公支第 84号
令和 2年12月14日

佐賀市個人情報保護審査会
会 長 村 上 英 明 様

佐賀市長 秀島 敏行



佐賀市個人情報保護条例第7条第3項第6号の規定により、下記のとおり貴審査会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

久保田農村環境改善センターへの防犯カメラ設置に伴う個人情報の本人以外からの収集について

2 諮問理由

令和元年度まで、久保田農村環境改善センターの管理業務は、久保田老人福祉センター（久保田農村環境改善センター西側）に事務所がある佐賀市社会福祉協議会に委託していたが、佐賀市社会福祉協議会の本所と旧町村の7支所が、令和3年度までに集約（本所と南北一つずつの計3拠点）されることになったため、令和2年度から、平日の管理業務は、久保田公民館で、夜間・祝祭日の管理業務は、委託先である久保田まちづくり協議会が実施しているところである。

しかしながら、それぞれの事務室が、久保田農村環境改善センターから100mほど離れた久保田支所複合施設内にあるため、施設の状況（犯罪発生等のトラブル含）をリアルタイムに把握することが難しい。

令和2年5月には、多目的ホール入口の窓ガラスにヒビが入るといった破損事故も発生しており、防犯カメラを設置することで、盗難防止を含めた様々な犯罪を未然に抑止することが期待できる。

このことから、久保田農村環境改善センターに防犯カメラを設置し、施設利用者が安心して利用できる環境を提供したい。

3 所管課

公民館支援課

4 設置時期
令和3年中

5 防犯カメラの概要

(1) 設置場所

久保田農村環境改善センター

(2) 設置台数

3台

(3) 稼働時間

常時稼働

(4) 掲示

防犯カメラ設置場所に、防犯カメラが作動中であることを明記した表示板を掲示する。

(5) 記録装置

- ・記録装置は、久保田農村環境改善センターの事務室内に、鍵付きのラックに入れて保管する。当該センターは閉館時に施錠するとともに、機械による警備を行う。また、ラックのカギは、取扱者が保管するものとする。

(6) 画像データの記録方法及び保存期間

- ・画像データは、記録装置の内蔵ハードディスクに二週間保存する。
- ・撮影後二週間を経過した画像データは、順次新しい画像データを上書き保存することにより、完全消去する。

(7) 防犯カメラ管理者及び取扱者の指定

防犯カメラ管理者は公民館支援課長をもって充て、久保田公民館職員が取扱者として、防犯カメラ及び画像データを適正に管理する。

(8) その他

「久保田農村環境改善センター防犯カメラ運用基準」に基づき、防犯カメラ及び画像データを適正に取り扱う。

6 画像データの外部提供

画像データの外部提供は、「佐賀市個人情報保護条例」及び「久保田農村環境改善センター防犯カメラ運用基準」に基づき取り扱う。

具体的には、刑事訴訟法第239条第2項の規定(官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。)に基づき告発を行う場合や、刑事訴訟法第197条第2項の規定(捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。)に基づく捜査機関等からの照会があった場合が考えられる。

外部提供にあたっては、その目的を特定できる範囲のデータを限定し、何らかの外部記録媒体に複製した上で提供するとともに、提供先に対し、画像データの複製禁止、不要になった際の記録媒体の返却の条件を付すものとする。

久保田農村環境改善センター防犯カメラ運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、久保田農村環境改善センター利用者の安全確保及び施設、設備等の破損、盗難防止を含めた様々な犯罪の未然防止を目的として設置する防犯カメラ及びこれにより記録された画像情報（以下「画像データ」という。）の取り扱いについて必要な事項を定める。

(防犯カメラの設置)

第2条 防犯カメラは、久保田農村環境改善センター出入口に設置する。

2 防犯カメラを設置した場所には、防犯カメラが作動中である旨の表示をするものとする。

(防犯カメラ管理者及び防犯カメラ取扱者)

第3条 防犯カメラの適正な運用を図るため、防犯カメラ管理者（以下「管理者」という。）及び防犯カメラ取扱者（以下「取扱者」という。）を置く。

2 管理者は、公民館支援課長とする。

3 取扱者は、久保田公民館職員とする。

4 管理者は、取扱者にこの基準を遵守させなければならない。

5 取扱者は、この基準を遵守し、防犯カメラ及び画像データを適正に取り扱わなければならない。

(画像データの取り扱い)

第4条 防犯カメラは、常時画像を撮影し、画像データは、記録装置の内蔵ハードディスクに二週間保存する。

2 前項のハードディスクは、久保田農村環境改善センターの事務室内に、鍵付きのラックに入れて保管する。当該センターは閉館時に施錠するとともに、機械による警備を行う。また、ラックのカギは、取扱者が保管するものとする。

3 撮影後二週間を経過した画像データは、順次新しい画像データを上書き保存することにより、完全消去する。

4 画像データは撮影時の状態で保存するものとし、加工してはならない。

(画像データの提供等の制限)

第5条 画像データは、佐賀市個人情報保護条例第8条第1項ただし書に該当する場合を除くほか、管理者及び取扱者以外の者に貸与又は複写提供をしてはならない。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、監視カメラの運用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

この基準は、令和 年 月 日から施行する。